

岩手県県有林 J-クレジット販売要領

(趣旨)

第 1 条 岩手県が、岩手県県有林で認証取得した J-クレジット（以下「県有林 J-クレジット」という。）を、カーボン・オフセットに取り組む事業者等に販売することについて定める。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 「県有林 J-クレジット」とは、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）に基づき、岩手県が、岩手県県有林において実施した二酸化炭素の吸収活動について、J-クレジット制度管理者（経済産業省・環境省・農林水産省）により認証、発行された二酸化炭素吸収量をいう。
- (2) 「J-クレジット登録簿」とは、J-クレジットを管理し、その取得、移転及び無効化について、電子的に記録したものをいう。
- (3) 「保有口座」とは、J-クレジット登録簿システムにおいて、J-クレジットを取得しようとする者の申請に基づき開設される J-クレジットを保有するための口座をいう。
- (4) 「無効化」とは、J-クレジット登録簿上で J-クレジットを無効化口座に移転し、それ以降移転できない状態にすることをいう。

(購入者の募集)

第 3 条 県有林 J-クレジットの購入者（以下「購入者」という。）の募集は、県ホームページ等により行うものとする。

2 県有林 J-クレジットの販売は、岩手県が保有する数量の範囲内で行うものとし、県ホームページに販売できる数量を公表するものとする。

(購入の申込み)

第 4 条 県有林 J-クレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、申請書類（様式第 1 号から第 3 号まで）を知事に提出するものとする。

2 前項に掲げる規定は、次に掲げる事業者、団体を対象外とする。

- (1) 各種法令に違反している事業者、団体
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足る相当の理由がある事業者、団体
- (3) 行政機関からの行政指導による改善がなされていない事業者、団体
- (4) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者、団体
- (5) その他、カーボン・オフセットの適正な実施ができないと認められる事業者等

3 知事は、第 1 項による申込みがあった場合が必要と認めるときは、購入希望者に対し、県有林 J-クレジットの使用に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

4 最低販売量は 1 トン (t-CO₂) とし、1 トン (t-CO₂) 単位で販売するものとする。

(購入者の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申込みがあった場合は、先着順に当該申請書類の内容を確認のうえ、購入者を決定する。

2 知事は、購入の適否について購入希望者に書面により通知するものとする。

(契約書の作成)

第6条 知事は、前条第2項の規定により購入者を決定したときは、契約書を作成し、購入者と取り交すこととする。

(売買代金の納付)

第7条 購入者は、県有林J-クレジットの売買代金を、知事が別に定める期日までに、県が発行する納入通知票等により納入するものとする。

(県有林J-クレジットの移転及び無効化)

第8条 知事は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、J-クレジット登録簿システムにおいて、県の保有口座から購入者が指定する保有口座へ購入したJ-クレジットの移転を行うものとする。

2 第6条で定める契約書において、J-クレジットの引渡し期限を定めて移転する場合には、前項の規定にかかわらず、知事は、売買代金の納入前にJ-クレジットを移転することができるものとする。なお、知事は、売買代金の納入期日を別途指定する。

3 第6条で定める契約書において、県がクレジットの無効化を行うことでクレジットの引渡しを行う場合は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、J-クレジット登録簿システムの操作等により県の保有口座にあるJ-クレジットから購入されたJ-クレジットの無効化を行うものとする。

(協議)

第9条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、知事と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第10条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、岩手県盛岡市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年1月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月13日から施行する。